

ドイツ、フランス、アメリカ、オーストラリアにおける  
金銭的救済手法の動向調査

平成 19 年 3 月

内閣府国民生活局

## 研究実施体制

### 委員長

中田 邦博 龍谷大学大学院法務研究科教授

### 委員

#### ドイツ担当

宗田 貴行 奈良産業大学法学部准教授

中田 邦博 龍谷大学大学院法務研究科教授

#### フランス担当

後藤巻則 早稲田大学大学院法務研究科教授

柴崎暁 早稲田大学大学院ファイナンス研究科准教授

馬場圭太 甲南大学法学部教授

#### アメリカ担当

三枝健治 早稲田大学法学部准教授

藤本利一 大阪大学高等司法研究科准教授

#### オーストラリア担当

タン・ミッシェル 帝塚山大学法政策学部教授

ノテージ・ルーク シドニー大学法学部上級講師

### 事務局

木下 孝彦 (財)比較法研究センター主幹研究員

高山 恵子 (財)比較法研究センター主幹研究員

加藤 敬介 (財)比較法研究センター研究員

田浦 裕久 (財)比較法研究センター特別研究員

## 現地調査日程表

### 1. ドイツ

2007年3月13日 Verbraucherzentrale Bundes Verband e.V., vzbv  
(ベルリン消費者センター総連盟)

Helke HEIDEMAN-PEUSER, *Referentsleiterin Rechtsdurchsetzung*

2007年3月14日 Verbraucherzentrale Hamburg e.V. (ハンブルク消費者センター)

Julia REHBERG, *Mitarbeiter von Geschäftsführer:*

Dr. Günter HÖRMANN

2007年3月15日

Prof. Dr. Hans-Jürgen AHRENS 連邦通常裁判所裁判官

*Professor, Institut für Handels- und Wirtschaftsrecht der Universität  
Osnabrück*

### 2. フランス

2007年3月2日 Jean-Guy LEVY

*Cabinet d'avocats associés au Barreau de Toulon Levy*

レヴィ＝ブークロン法律事務所弁護士

*Membre du Conseil National des Barreaux, Ancien Batonnier de l'Ordre*

フランス弁護士連合会評議員、元トゥーロン弁護士会会長

2007年3月5日 Directeur des affaires civiles et du Sceau / DACS (司法省民事国璽局)

Marc GUILLAUME

*Conseiller d'Etat, Directeur des affaires civiles et du Sceau*

Nicole COCHET

*Chargee de mission pres du Directeur des affaires civiles et du*

*Sceau pour le droit communautaire et international*

ほか一名

2007年3月6日 Direction générale de la concurrence de la consommation et de la répression  
de fraudes / DGCCRF (競争・消費・詐欺防止総局)

Jean-Jacques BERGER

*Sous-directeur de la politique de la consommation et de la securite*

消費・安全政策部次長

(Sous-Direction C)

Philippe GUILLERMIN

*du bureau de la protection economique des consommateurs, (C1)* 消費法室長

Pascal LOSTE,

*Chef du Bureau. Institutions et Associations de Consommateurs*

消費者機構・団体室長

Marie-Therese MARCHAND,

*Chef du Bureau C1 - Protection economique du consommateur*

消費者保護室長

2007年3月7日 L'Union federale des consommateurs-QUE CHOISIR

(消費者連合ク・ショワジール)

Gaëlle PATETTA, *directrice juridique*

### 3. アメリカ

2007年3月14日 Tobias Barrington WOLF

*Visiting Professor, University of Pennsylvania Law School* ペンシルベニア大

学ロースクール客員教授

*(Professor, UC Davis, School of Law)*

2007年3月15日 Ira RHEINGOLD

*Attorney, Executive director of National Association of Consumer Advocates*

全米消費者弁護士協会

2007年3月16日 Charles DELBAUM

*Attorney of National Consumer Law Center* 全米消費者法センター

2007年3月20日 Deborah R. HENSLER

*Professor of Stanford Law School*

2007年3月20日 Alan B. MORRISON

*Senior Lecture of Stanford Law School*

2007年3月21日 William L. STERN and Laurie S. HANE

*Partners of Morrison & Foerster, in San Francisco,*

2007年3月21日 Richard MARCUS

*Professor of University of California, Hastings College of Law*

## 目 次

概要	1
I はじめに	1
II 各国調査の総論的整理	2
III 結びにかえて	3
ドイツ	
「不正競争防止法改正により導入された利益剥奪請求権制度、法律相談法改正により導入された金銭的請求制度の概要と運用実態」	5
第1章 はじめに一団体訴訟制度における金銭的請求制度の位置づけ	5
第2章 法律相談法上の金銭的請求制度	7
1. 法改正の経緯	7
2. 諸論点	9
(1) 制度のメリット	9
(2) 制度の問題点	10
3. 制度運用の実態調査	11
4. 制度の評価・問題点についての関係者からのヒアリング	14
第3章 不正競争防止法上の利益剥奪請求権制度	14
1. 法改正の経緯	14
2. 諸論点	17
(1) 制度趣旨	17
(2) 法的性格	17
(3) 利益剥奪請求権の要件	18
(4) 法的効果	21
(5) 利益剥奪請求権の利点	21
(6) 利益剥奪請求権の問題点	22
3. 制度運用の実態調査	23
4. 制度の評価・問題点について関係者からのヒアリング	24
第4章 おわりに一両制度の関係	25
[参考] 投資家保護のためのムスタ手続法	26
フランス	
「消費者団体訴訟制度における損害賠償請求の概要とクラスアクション導入に関する議論の動向」	28
第1章 フランス消費者団体訴訟制度の概要と検討の意義	29
1. フランス消費者団体訴訟制度の概要	29
2. フランス消費者団体訴訟制度の検討の意義	30
第2章 フランスの消費者団体	30
1. フランスの消費者団体の現状	30
2. 消費者団体の認可	32
第3章 現在の消費者団体訴訟制度	33
1. 消費者の集団的利益のために行使される訴権	34

(1) 私訴権	34
(2) 違法行為差止訴権	38
(3) 訴訟参加	40
2. 共同代理訴権	40
第4章 グループ訴権の導入	42
1. 沿革	42
2. ワーキンググループの設置	42
3. ワーキンググループが検討した2種類の訴訟	43
4. ワーキンググループによる検討結果の公表と政府による法案の提出	45
5. 法案の特徴	46
6. 法案の見送り	47
第5章 法案の検討と日本法への示唆	47
1. 法案の内容	47
2. 法案の検討	48
3. 日本法への示唆	48

## アメリカ

### 「アメリカにおけるクラス・アクションの近時の改革動向—クラス・アクション適正化法を中心に」

.....	53
第1章 はじめに	54
第2章 CAFA 制定の経緯	56
1. CAFA の直面する問題点	56
2. 問題点の背景	59
(1) 法廷地漁り	59
(2) クーポン和解	64
第3章 CAFA の概要	68
1. 連邦裁判所の管轄権の拡大	69
2. 和解に対する規制	70
3. 「マスアクション」の設置	71
第4章 CAFA によるクラス・アクション実務への影響ないしその予測	72
1. 連邦と州の管轄権問題	72
2. CAFA に対する連邦および州裁判官の持つ印象	74
3. 消費者団体および原告側弁護士ならびに被告企業および 被告側弁護士による見方	75
4. 和解に対する規制とクーポン和解の両義性	76
5. 損害賠償金の分配方法	79
第5章 おわりに	80
1. 今回の調査から得られた知見	80
2. 日本法にとって参照すべき事柄	81
(1) クラス・アクションのインセンティブ	81
(2) 和解のコントロール	82
(3) 賠償金の分配方法	83

## オーストラリア

## 「取引慣行法における損害賠償請求の概要と制度改正等の議論動向」

.....	84
第1章 オーストラリアの消費者保護制度の概要	85
1. 連邦法と州法から構成される消費者保護法システム	85
第2章 取引慣行法の概要	85
1. 目的・構成	85
2. 規制の対象	86
3. 取引慣行法と州法の関係について	86
4. 取引慣行法の特徴：競争法及び消費者保護法の統一	87
5. オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）の役割	88
第3章 取引慣行法の消費者保護規定の概要	89
1. 概観	89
2. 商取引における欺瞞的・不公正な慣行	90
(1) 概要	90
(2) 規制対象となる表示・行為の概要	90
(3) 消費者に向けた非良心的行為	92
(4) 消費者取引において推定条件・推定ワランティ	93
(5) 製品安全	94
(6) 保護対象となる者	95
第4章 消費者被害の救済の概要	95
1. 私人による訴訟	95
(1) 差止命令の申請	95
(2) 損賠賠償の請求	96
(3) 裁判による命令	96
(4) 私人による代表訴訟	96
2. ACCCによる救済の措置	96
第5章 私人間・競争者間の訴訟制度	97
第6章 ACCCと被害者救済	98
1. ACCCによる代表訴訟	98
2. ACCCが優先する事例	98
3. 約束（undertakings）	99
4. 民事訴訟への介入	99
第7章 被害の現状（取引慣行法に限定する）	100
第8章 今後の展望	103

### 資料編・

#### ドイツ

翻訳 Dr. iur. Otto Teplitzky 著：Anspruchsdurchsetzung und Anspruchsabwehr,  
*Wettbewerbsrechtliche Ansprüche und Verfahren* 抜粋

「37. 不正競争防止法（UWG）10条および競争制限禁止法（GWB）34a条に基づく請求権」

..... App-a-1

#### フランス

フランス消費者団体訴訟関係判決 ..... App-b-1

**アメリカ**

ヒアリング調査概要 ..... App-c1-1  
翻訳 「クラス・アクション公正法」 ..... App-c2-1

## 概 要

### I はじめに

1 本報告書「ドイツ、フランス、アメリカ、オーストラリアにおける金銭的救済手法の動向調査」は、内閣府国民生活局の委託を受けて、比較法的な手法によって金銭的救済方法の動向を解明することを課題として、ドイツ・フランス・アメリカの3ヶ国については現地調査したところの結果を集約し、オーストラリアについては以前に行った現地調査や資料を下にまとめたものである。

2 本報告書の作成に際して、各国調査グループが共有した問題意識は、次のようなものである。我が国では、第164回通常国会で成立した改正消費者契約法に基づき平成19年6月から消費者団体訴訟制度の運用が始められている。同制度では、消費者団体に差止請求権が付与されたものの、損害賠償請求制度の導入は見送られた。その理由は、利益吐き出し等を含む損害賠償請求権を認めることについては未だ一般的に承認されているとはいえないこと等であった。だが、消費者の損害賠償請求権の実効性を確保する必要性等についての検討は、同法の附帯決議において盛り込まれており、さらなる議論の対象とされている。

たしかに、実際の紛争事例で消費者に損害賠償請求が認められであろうと思われるケースがある。その場合でも、一般的には消費者個人の個々の被害額は小額であることが多く、被害者個人で訴訟を起こすには時間と費用がかかる。こうしたことから、費用対効果という点で個人がそうした訴訟を提起することを期待することはできない。

こうした問題点を有している民事訴訟法上の現行制度は、消費者の権利保護という観点からみると、その利用が十分になされていないという現実からして、十分なものとはいえない。比較法的な視点から各国をみても、消費者被害の救済は、きわめて重要な問題として意識されはじめている。消費者被害の抑止のために、広い意味での金銭的な救済のための制度的工夫を行った国もみられる（たとえば、ドイツの競争法上の利得剥奪請求権など）。こうした動向を率直に眺めるなら、わが国においても、差止請求だけでなく損害賠償請求という形でも消費者団体として訴訟提起が可能となるような法制度的整備のあり方の検討を行うべき段階にきていることは疑いないところであろう。

他方で、こうした消費者の権利救済のあり方は、消費者の権利回復のみならず、市場において不正な取引方法により、消費者の犠牲の上で利益をむさぼる事業者に対する制裁手段としての可能性を有することにもなる。この意味で、健全な市場を維持するという観点も無視されてはならない。

そこで、本報告書を作成した調査グループは、我が国における消費者団体訴訟制度のあり方をさらに検討していくことが必要であるとの問題意識の下に、比較法的検討を行うこ

とにした。そのために、ドイツ・フランス・アメリカ・オーストラリアの4ヶ国について、金銭的救済制度の実際の運用状況（紛争事例を含む）や新たな動向について調査を実施した。今回、これらの国々を調査の対象として選択したのは、いずれの国においても、既に消費者団体が、その現実と運用の形態はともかく、何らかの損害賠償請求を可能とする制度的な枠組みを有しているとされているからである。

## II 各国調査の総論的整理

1 各国の調査報告について、その詳細な内容については、それぞれの国別調査報告を参照していただくことになるが、まずは、いわば導入の説明として、各国における当該制度の特徴を簡単に整理することで、その具体的な方向性の共通性と違いを浮き彫りにすることを試みることにしたい。

### 2 損害賠償請求権の主体とその分配方式

こうした消費者団体が主体となる金銭的賠償請求の仕方は、機能的にみれば、消費者個人にその損害賠償を配分するかどうかという観点から、大きく二つの類型に分けることができよう。

一つ目の類型は、事業者が消費者全体に与えた損害を抽象的に捉え、これを事業者の利得として算定し、消費者団体が主体として請求させるが、その請求された利得分については基本的に国庫に帰属させるという仕方である（第1類型）。もう一つの類型は、個々の消費者が被った損害を積み上げて一括して請求させて、その損害賠償額の限りで、それを個々の消費者個人に再配分するという仕方である（第2類型）。

### 3 各国の現状

(1) ドイツに関する調査「不正競争防止法改正により導入された利益剥奪請求権制度、法律相談法改正により導入された金銭的請求制度の概要と運用実態」によれば、ドイツでは第1類型と第2類型の両者を組み合わせた形での運用がみられる。前者は、不正競争防止法上の利得（利益）剥奪請求権として制度化されている。後者は、法律相談法改正によって消費者団体が個々の消費者被害をとりまとめる可能性が開かれており、イニシアティブの行使が容易になった損害賠償請求の方法である。また、前者は懲罰的な損害賠償の可能性を制度的には否定する設計となっているものの、新たな試みとして評価しうるところである。いずれも萌芽的な段階ともいえ、今後の運用に注目する必要がある。

(2) フランスの調査報告「消費者団体訴訟制度における損害賠償請求の概要とクラスアクション導入に関する議論」で指摘されていることは、制度的には、第2類型に属する共同代理訴権が導入されたが、それは十分に機能していないという現実である。現在は、クラスアクション（グループ訴権）の導入が議論されているが、まだ検討の段階である。しか

も、それは米国流のものではないことに注意すべきである。

(3) アメリカの調査報告「アメリカにおけるクラスアクションの近時の改革動向—クラスアクション適正化法を中心に」では、第2類型の典型であるクラスアクションの実務における問題点が検討されている。クラスアクションの果たしている役割が評価されつつも、立法によって、弊害を除去し、その適正化の方向が示されていることが示されている。

(4) オーストラリアの調査報告「取引慣行法における損害賠償請求の概要と制度改正等の議論動向」は、取引慣行法という競争法と消費者保護法を単一の立法に統合する法モデルによって運用されている点に特徴があることが明らかにされている。以上の三国とは異なった独自の路線である。同法の運用においては、オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)が重要な役割を果たしており、その権限によって同法の実効性が確保されている。消費者救済に適合的な実体法のシステムに、救済が組み合わされている(たとえば、事業者の無過失賠償責任)。また、私人による代表訴訟も認められている。しかし、同法の体系において、ACCCの権限が広く認められており、実際には、訴訟を回避して紛争解決する傾向にある。また、競争法的な法構造に依拠することから、競争事業者が訴訟を提起することもある。しかし、消費者が現実に被った少額被害については、それを救済するための実効的な制度があるとはいえないようである。

#### 4 小括

このように、調査対象の4カ国においては、消費者被害について、消費者自身にインセンティブを与えつつも、それだけでは被害救済に十分でないことから、制度的に、それを補完し、消費者被害を効果的に抑止し、また回復するための方途が模索されていることが明らかとなったといえよう。その目的は、たんなる消費者被害救済にとどまらず、公正な競争の確保など他の目的との重なりがあることも指摘できる。しかし、アメリカ以外の国においても、アメリカ型のクラスアクション的発想が、その弊害を指摘されつつも、検討の対象となりうることを示していることは興味深い。

ここでは、これらのことを指摘するとどめ、細部はすでに述べたとおり、各国の詳細な調査報告に委ねることとする。また、資料編においては、ドイツの利得剥奪請求権に関するコメンタールに関する貴重な翻訳と、アメリカでのヒアリング調査も掲載されていることを付言しておきたい。

### III 結びにかえて

最後になるが、研究代表者として、ご協力いただいた皆さんに謝辞を述べておきたい。本報告書をまとめるにあたって、共同研究者の皆さんには、大学での激務の合間を縫って、きわめて短期間の間に、現地調査の準備、また調査旅行の実施、報告書の作成という困難な仕事を見事に遂行していただいた。とりわけ、宗田貴行准教授、後藤卷則教授、柴崎暁

教授、馬場圭太教授、三枝健治准教授、藤本利一准教授、タン・ミッシェル教授、ルーク・ノテッジ教授には、この場を借りて、あらためて感謝の言葉を述べておきたい。さらには、お名前を記すことはしないが、我々の調査に機会を与え惜しみなく時間を割いて、現地でインタビューなどに協力していただいた皆さんに心から感謝する次第である。

本報告書が消費者政策の展開にとって寄与するところがあるのであれば、我々にとって望外の喜びとなろう。このことを述べて、結びにかえることにしたい。

共同研究者を代表して

中田 邦博 (委員長)